

福岡県公報

平成二十八年二月二十六日
第三千七百七十一号
増刊 ①

目次

規則（第九号—第十一号）

○福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

（青少年課）……………一

○福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

正する規則

○福岡県食品取扱条例施行規則の一部を改正する規則

人事委員会

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）……………二

規則

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県青少年健全育成条例施行規則（平成八年福岡県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号の「60日」を「3か月」に、「難症再立入」を「審査請求」に、「決定」を「審査」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県食品取扱条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県食品取扱条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県食品取扱条例施行規則（昭和三十三年福岡県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の（裏面）の注意中「60日」を「3か月」に改め、「審査請求をすることができず」の次に「（この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。）」を、「この処分の取消しの訴えを提起することもできます」の次に「（この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。）」を、「6か月以内に提起することができず」の次に「（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。）」を加える。

表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。